

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1—1ほか

被告 国ほか

## 準備書面(55)

【被告国の主張に対する反論・年1ミリシーベルトを基準に放射線防護対策をとることは国際公約であること、被告国及び被告福島県に対する求釈明等】

平成30年 7月 9日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙

ほか18名



### 【目次】

(はじめに) .....	2
第1 国家賠償法1条1項の違法性判断の基本的判断枠組み等について.....	3
1 本件において、被告国の公務員の行為の違法性は、職務行為基準説にしたがって判断すべきか.....	3
2 本件における職務行為の特定 .....	5
第2 原告らが受けた損害について.....	5
1 被告国の主張.....	5

2	反論.....	6
3	被告らの怠慢により健康被害の有無が明らかにならないこと .....	6
第3	低線量被ばくによる健康被害について（補充） .....	7
1	低線量被ばくによる健康被害がガンだけではないこと .....	7
2	放射線感受性についての個人差について .....	7
第4	年1ミリシーベルトを基準に放射線防護対策をとることは国際公約であること.....	9
1	国連人権理事会特別報告 .....	9
2	人権理事会普遍的定期的審査作業部会による勧告 .....	9
3	日本政府の回答 .....	10
4	小括.....	10
第5	被告国に対する求釈明.....	11
1	放射線管理区域規制の趣旨について .....	11
2	20mSv通知の趣旨について .....	12
3	低線量被ばく、内部被ばくの危険性について .....	13
第6	被告福島県に対する求釈明.....	14
1	一般公衆の被ばく限度年1mSv規制の趣旨について.....	14
2	放射線管理区域規制の趣旨について .....	14
3	労災認定について .....	14
4	被爆者認定について .....	15
5	JCO事故について .....	16
6	チェルノブイリ原発事故被害について .....	17

## 【本文】

(はじめに)

本準備書面は、第14回口頭弁論期日（2018年4月25日）に行われた被告

国の口頭陳述（以下「前回口頭陳述」という。）を踏まえ、被告国の主張に対するコメントをする（第1、第2）ほか、低線量被ばくによる健康被害について若干の補充をし（第3）、年1ミリシーベルトを基準に放射線防護対策をとることは日本政府の国際公約であることを述べ（第4）、低線量被ばくによる健康リスクについての原告側と被告国及び同福島県との議論をかみ合わせるため、被告国及び被告福島県に釈明を求める（第5、第6）ものである。

## 第1 国家賠償法1条1項の違法性判断の基本的判断枠組み等について

- 1 本件において、被告国の公務員の行為の違法性は、職務行為基準説にしたがって判断すべきか
  - (1) 被告国は、国賠法第1条第1項の「違法」は、「その公権力の行使が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することを要する」（被告国甲事件答弁書22頁下から3行目～23頁2行目、第1準備書面18頁末行～19頁4行目等）と述べて、いわゆる職務行為基準説を前提に主張している。原告らとしても、相当数の判例が国賠法第1条第1項の「違法」を職務行為基準説に従って判断していることを否定するものではないが、これに反対する学説も多い<sup>1</sup>のであって、国家賠償請求訴訟の類型的な考察を抜きにして単純に国家賠償請求訴訟一般に職務行為基準説を適用することは相当でない。
  - (2) 職務行為基準説は、違法性の判断要素に注意義務違反を取り込むから、別途「過失」の有無を判断する必要はなくなり、審査は一元的に行われる。

---

<sup>1</sup> 例えば、塩野宏「行政法II」【第5版】（有斐閣）は、「判例において職務行為基準説・・・によって判断されていることを一切否定するものではないが、これによってすべてを処理するのは適切でない。」「職務行為基準説の妥当場面を判例自身整理することが望まれる」（324頁）、「いわゆる職務行為基準説に対しては、学説上は批判が強い。」「学説との対話もなく最高裁判所がその対象事項を拡大（もしくは一般化）しているのは、必ずしも珍しい例ではないが、日本法の発展にとり、好ましくない。」（327頁）等と述べている。

これに対し、違法性を「国家行為の客観的違法」であるとする考え方（「公権力発動要件欠如説」と呼ばれる。）は、違法性判断と別に当該公務員の故意・過失を検討することになるから、審査は二元的に行われる。国家賠償法第1条第1項は、「公務員が・・・故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」と規定しているから、二元的に審査する方が条文の解釈としては素直であり、あえて職務行為基準説を採用すべき積極的な理由は見当たらない。

(3) しかも、最高裁判例も、「職務行為基準説」で一貫している訳ではなく、職務行為の違法性を客観的に判断している例があることはよく知られた事実である<sup>2</sup>。そもそも、職務行為基準説は、芦別国家賠償請求事件の上告審判決（最判昭和53年10月20日・民集32巻7号1367頁）に始まるところ、これは、後に無罪が確定しても、有罪と認められる嫌疑があれば検察官の起訴を違法と評価できない特殊な公務についての判断であることに留意が必要である。その後最高裁は、この考え方を裁判の違法を理由とする国家賠償事件（最判昭和57年3月12日・民集36巻3号329頁）、国会による立法行為を理由とする国家賠償事件（最判昭和60年11月21日・民集39巻7号1512頁）【在宅投票制度復活訴訟最高裁判決】、税務署長の課税処分の違法を理由とする国家賠償事件（最判平成5年3月11日・民集47巻4号2863頁）等に順次拡大してきた。しかし、刑事司法や国会の立法行為という特殊な類型の事件はともかく、一般の国家賠償請求訴訟において、職務行為基準説を採らなければならない積極的な理由は考え難い。

(4) 被告国は、職務行為基準説を前提に、「被告国のいかなる公務員について、いかなる法令に基づき、いつの時点で、いかなる職務上の法的義務が生じ、いかなる作為又は不作為をもって職務上の法的義務違反があった

---

<sup>2</sup> 例えば、最判平成3.7.9（民集45巻6号1049頁）、最判平成16.1.15（民集58巻1号226頁等）

と主張するのか明確にされたい。」と釈明を求める（被告国の甲事件答弁書22頁等）。しかし、国家活動、行政活動は組織によって行われるから、注意義務違反も組織的な過失として捉えられる場合が多く、しかも行政組織内部の職務分掌は外部からは容易には明らかにならないから、自然人たる公務員とその公務員に課せられた注意義務の特定には、自ずと限界があることが理解されるべきである。

## 2 本件における職務行為の特定

- (1) 原告らは、被告国の甲事件答弁書等による釈明要求に応えて、原告ら準備書面(5)（平成27年9月7日付）、(8)（平成28年2月12日付）、(15)（平成28年7月27日付）において、主張を明確化した。
- (2) その後、被告国から職務行為の特定が不十分であるとの具体的な主張はなかった。ところが、被告国は、前回口頭陳述において、再び、原告らが「いかなる時点における、いかなる公務員の、いかなる法令に基づく、いかなる職務義務に違背していると主張しているのか判然としない点が多い」と、甲事件答弁書等でした主張を繰り返した。被告国が、(1)で記載した原告らの主張を踏まえても、なお職務行為の特定が不十分であると考えているのであれば、どの点が不十分であるのか具体的に指摘すべきである。抽象的な言辞を述べられても、原告らとしては対応することができない。

## 第2 原告らが受けた損害について

### 1 被告国の主張

被告国は、前回口頭陳述において、原告らは「慰謝料請求権の総額について全く主張していない」から「本件請求については、一部請求の事案と解する余地がなく、「原告らが福島第一発電所事故後、いかなる態様で被ばくをしたのかという事実を特定して主張する必要があり」、それが尽くされて

いないから、「損害及び因果関係に関する原告らの主張には請求原因が特定されていない」と主張した。

## 2 反論

被告国の上記主張は意味不明である。損害賠償請求の訴訟物は、損害によって画される。原告らは、子どもが「無用な被ばくをさせられた」ことに対する精神的苦痛を損害として主張し、その慰謝料は少なくとも原告一人当たり10万円を下回ることはないとして主張している。もし、子どもに被ばくによる健康被害が生ずれば、それは別個の損害であるから、別途損害賠償請求をすることになる。

そして、個々の子どもたちが具体的にどのような経緯で無用な被ばくを余儀なくされたかについては、原告らの陳述書（甲F号証）を提出し、主張としても、準備書面(18)、(20)、(27)、(53)で主張しているところである。被告国がこれでも主張として不十分であるというのであれば、どの原告についてどの点が不十分であるのか、具体的に指摘するべきである。

## 3 被告らの怠慢により健康被害の有無が明らかにならないこと

福島で被ばくによる健康被害が生じているのかどうか、被告国や被告福島県が詳細な健康調査を実施しないので、真相は闇の中である。唯一実施されている甲状腺検査すら、不当にも縮小の圧力が強まっていることは原告らにおいて既に主張しているとおりである。西日本新聞が、2018年5月14日～18日の間に連載した「原発事故と甲状腺がん一届け、患者たちの声」と題する5回にわたる連載記事を証拠として提出する（甲B第130号証）。この1回目～4回目は、福島原発事故後、甲状腺がんに罹患した子どもたちが抱く不安と、被ばくとの因果関係を否定する医師たちに対する不安が描かれており、5回目では、甲状腺がんに罹患していないものの、避難が遅れたため子どもたちに無用な被ばくをさせてしまったと悔やむ親の姿がリポートされている。ここには、二本松市の避難所で、積もった雪を溶かして飲んでいた子供がいたというエピソードが紹介されている。当時、雪には膨大

な放射性物質が降り注いでいたものと考えられる。住民に被ばくを避けるための適切な知識を広報しなかった被告らの罪深さがここに現れている。

### 第3 低線量被ばくによる健康被害について（補充）

#### 1 低線量被ばくによる健康被害がガンだけではないこと

- (1) 被ばくによる健康被害については、主にがんが取り沙汰される。がんが、被ばくによって生じる代表的な疾患であることは間違いない。しかし、がんだけではないこともしっかり確認されなければならない。
- (2) これについては、ベラルーシ政府作成にかかるチェルノブイリ原発事故被害についての公式報告書（甲B第20号証）、核戦争防止国際医師会議ドイツ支部作成にかかるチェルノブイリ原発事故被害についての報告書（甲B第21号証）、ウクライナ政府緊急事態省作成にかかるチェルノブイリ原発事故被害についての公式報告書（甲B第22号証）等によって証明済みである。チェルノブイリ原発事故の経験では、健康被害は、がんだけでなく、感染症、内分泌・代謝・免疫異常、血液疾患、神経疾患、循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、泌尿器疾患、皮膚疾患、筋骨格疾患、先天奇形等広範に及んでいるのである。

#### 2 放射線感受性についての個人差について

- (1) 原告らは、被ばくをした者に一律に健康被害が発生すると主張しているものではない。放射線感受性には個人差がある。その要因としては、年齢（若年者ほど感受性が高い）、遺伝子異常（例えば、ATM遺伝子やNBS1遺伝子の変異をヘテロで持っている人は数%存在するが、放射線による感受性が高い）、生物学的半減期の個体による相違（生物学的半減期は、年齢や性別によって異なるが、同じ年齢でも10倍から100倍に及ぶ非常に大きなバラツキがある）がある。このことは、大阪大学大学院医学系研究科教授本行忠志教授が強く警告しておられることである（甲

B第131号証)。

国際機関による福島事故の健康被害予測は、放射線の感受性個人差を排したものであり、ICRPによる「実効線量」という考え方も、遺伝的影響による放射線感受性の高低は考慮していない。そして、近年の研究の進展により放射線感受性個人差は当初の予想よりも大きいことが徐々に分かってきているのである(甲B第132号証)。

(2) 各種のアレルギー物質に対する感受性も、化学物質に対する感受性も大きな個人差がある。感受性の高い人が少數であっても、現代社会は、少數の人の健康被害を防止するために配慮している。例えば、食物アレルギーを持つ児童に対する給食などを見れば、よくわかる。文科省は、食物アレルギー事故防止のため、学校給食における食物アレルギー対応指針を策定し、各学校に対し、対応マニュアルを整備することを求め、アレルギー事故防止のために万全を期している。

放射線に対する感受性の高い子どもは少なくない。上記のように、ATM遺伝子やNBS1遺伝子の変異をヘテロで持っている人が数%存在するのだから、遺伝子が原因で放射性感受性が高い子どもは、平均すれば、1つのクラスに1~2人は存在することになる。しかも、高い放射線感受性をもたらす原因是、遺伝子だけではないのである。

食物アレルギーは、食材を選ぶことで対処できる。放射線に対する高い感受性は、被ばくを避けることしか対処の方法がない。もし、自分の子どもの放射線感受性が高いのであれば、多くの子供の健康に影響がなくても安心はできない。そして、被ばくによる健康影響を決定づけるのは累積線量であり、子どもたちは日々被ばく線量を累積させているから、今日まで健康被害が出ていない子供でも、将来、健康影響が出る可能性は否定できない。

そうすると、法律による一般公衆の被ばく限度年1ミリシーベルト規制や放射線管理区域の規制を超えている環境下で生活している子どもの

健康被害を心配することには十分な理由があるというべきであるし、それを避けるためには、被ばくを避けるしか方法がない以上、被告基礎自治体としては、希望する子どもとの関係では、安全な環境下で義務教育を実施する責任があるというべきなのである。

#### 第4 年1ミリシーベルトを基準に放射線防護対策をとることは国際公約であること

##### 1 国連人権理事会特別報告

国連人権理事会「健康に関する権利」特別報告者アンド・グローバー氏が2013年5月国連人権理事会に対し、年間被ばく線量年1ミリシーベルトを基準として住民の放射線防護対策をとるべき旨の勧告すべきことを報告したことは、原告らが訴状で主張し（甲事件訴状では21頁）、証拠として、グローバー氏の特別報告書を甲D第10号証として提出した。

##### 2 人権理事会普遍的定期的審査作業部会による勧告

2017年11月14日国連人権理事会における日本の第3回普遍的定期的審査の作業部会がジュネーブの国連総会議場で開催された。この経過は国連のウェブTVで全世界に中継された。この審査においては、日本政府からの発表があり、各国と日本政府との間において双方向の対話・回答がなされた上、諸外国から217項目に及ぶ勧告がなされ、日本政府は、第37回人権理事会までにこれらの勧告に対する回答をすることになった（甲B第133号証）。

これらの勧告のうち、161.214～161.217の4項目は次のとおり、福島原発事故に関連する勧告である。

**【161.214】**福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助は被災者、特に事故当時子どもだった人への定期的な健康管理モニタリングなどの支援提供を継続すること（オーストリア）

【161.215】男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること（ポルトガル）

【161.216】特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること（ドイツ）

【161.217】福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること（メキシコ）

### 3 日本政府の回答

2018年3月、日本政府は、上記217項目の勧告に対する回答を公表した。このうち、福島原発事故に関連する上記4項目（161.214～161.217）については、すべて「フォローアップすることに同意する。」（勧告を受け入れるという趣旨）という内容であった（甲B第134号証）。

なお、日本政府は、国連人権理事会普遍的定期的審査の勧告を無限定に受け入れているものではない。例えば、死刑制度、代用監獄制度、従軍慰安婦問題等に関する勧告については、受け入れを拒否した。したがって、年1ミリシーベルトを放射線防護の基準とすることについては、熟慮の上、受け入れたのである。

### 4 小括

日本政府は、上記4項目、特に【161.216】のドイツ政府の勧告を受け入れることによって、避難者及び住民への支援として、許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻すことを国際的に公約したものであるから、今まで20ミリシーベルトを基準として進められてきた帰還政策は全面的に見直されなければならない。そして、この公約は、は、年間1ミリシーベルト

を超えている場合は、住民に居住を強制しないこと、住民が移転を希望する場合はこれを支援することも意味する。更に、この国際公約は、日本政府のみならず、日本の地方政府である地方自治体をも拘束すると解するべきである。そうすると、年1ミリシーベルトを超えている環境下で学校生活を含む日常生活をすることを忌避し、安全な環境で学校教育を受けることを希望する子どもに対し、被告基礎自治体が、その希望をかなえるための措置をとることを拒絶する場合、その拒絶は、日本政府の国際公約に反する措置だということになる。

## 第5 被告国に対する求釈明

### 1 放射線管理区域規制の趣旨について

(1) 原告らが、文科省通知に関連して、「年20mSvというのは、18歳未満立入禁止とされている放射線管理区域よりもはるかに高線量である」と主張した【甲事件訴状の「請求の原因」第3節第3の3(2)の第1文(40頁)】のに対し、被告国は、「放射線管理区域は、平時の場合において、強力な放射線源が存在する場所を厳格に管理することで放射線業務従事者の年間線量限度である50mSvを超えないように定められたものであり、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告における非常事態終息後の参考レベルである「1～20mSv/年」とは観点を異にするものであるから、これらを単純に比較することは適切でない。」と認否された（甲事件答弁書19～20頁）。

(2) 原告らの主張の趣旨は、法令（放射線障害防止法、医療法、電離放射線障害防止規則、人事院規則10－5）が放射線管理区域（外部放射線に係る線量が3か月間につき1.3mSvを超えるおそれのある場所）には原則として放射線業務従事者しか立ち入ることを許しておらず、立ち入る

者には厳重な被ばく管理を義務付けている<sup>3</sup>趣旨は、放射線業務従事者でない一般公衆の放射線障害を防止することが目的であるから、放射線管理区域の基準の4倍近い空間線量が記録される場所で学校教育を実施することは、法律の精神に違反して許されない、との趣旨である。また、労働基準法第62条第2項、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第29号）第8条第35号は、満18歳に満たない者を「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」に就かせることを禁止していることも踏まえ、被告国に対して次の釈明を求める。

ア　原告らは、日本の国法上、満18歳に満たない者は、放射線管理区域に立ち入ることは禁止されていると解しているが、この点について被告国の見解を明らかにされたい。

イ　原告らは、外部放射線に係る線量が3か月間につき1.3mSvを超えるおそれのある場所を放射線管理区域として、原則として、放射線業務従事者以外の立入りを許さず、立ち入る者に対しては厳重な被ばく管理を義務付けている目的は、放射線障害を可能な限り防止することにあると解しているが、この点について被告国の見解を明らかにされたい。

ウ　原告らは、放射線管理区域に関する上記法令が、満18歳に満たない者が放射線管理区域に立ち入ることを禁止しているのに、行政が、その4倍近い空間線量下の学校で授業を実施することは、少なくとも放射線管理区域に関する上記法令の趣旨に違反すると解しているが、この点について、被告国の見解を明らかにされたい。

## 2 20mSv通知の趣旨について

(1) 原告らが、文科省通知について「6歳の小学校1年生であってもそ

---

<sup>3</sup> 法令の詳細な内容は、原告ら準備書面(1)の2頁～7頁に記載しているので参考されたい。

いう環境（引用者注 放射線管理区域よりもはるかに高線量である環境のこと）に身体を晒してもいい」という趣旨であると主張した【甲事件訴状の「請求の原因」第3節第3の3(2)の第1文（40頁）】のに対し、被告国は、「6歳の小学校1年生であってもそういう環境に身体を晒してもいいという20mSv通知」その部分は争うと認否された（甲事件答弁書20頁）。

(2) この「争う」との趣旨を明確にされるよう求める。

### 3 低線量被ばく、内部被ばくの危険性について

(1) 原告らは、訴状「請求の原因」第2節「県内子ども原告らの被告基礎自治体らに対する請求」の第2において、「低線量被ばく、内部被ばくの危険性」との表題を付して、「1 法令の規制」「2 我が国の行政や東電における取扱い」「3 低線量被ばくの危険性」「4 内部被ばくの危険性」「5 子どもの放射能に対する感受性」について、第3においては、「福島県ではすでに放射性物質による健康被害が現実化している」との表題を付して、福島県県民健康調査の結果、国連人権理事会の特別報告、仙台高裁平成25年4月24日決定の内容等について、第4においては、「チェルノブイリ原発事故からの教訓」として日本が学ぶべきチェルノブイリ原発事故による住民の健康被害や行政の対応について述べた。

(2) ところが、被告国は、上記記載は、被告国に対する請求の原因として位置づけられていなかったことから、認否をしていない（被告国の甲事件答弁書2頁、乙事件答弁書2頁、丙事件答弁書2頁）。

(3) しかし、(1)で指摘した主張内容は、被告基礎自治体らに対する請求に止まらず、被告国や被告福島県に対する請求においても、その前提となる重要な内容である。よって、被告国に対し、これらの主張についても認否するよう求める。

## 第6 被告福島県に対する求釈明

### 1 一般公衆の被ばく限度年1mSv規制の趣旨について

- (1) 原告らが、日本の法律が一般公衆の被ばく限度を年1mSvと規制している趣旨について、「年1ミリシーベルト以上の被ばくをした場合、その健康に対する悪影響を否定できないとの認識を前提にするものとしか考えられない。」と主張した【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の1(1)(9~10頁)】のに対し、被告福島県は、「原告が引用する条文は、原告が主張するような健康被害の認識を前提として制定されたものではない」と主張する（被告福島県の準備書面(1)6~7頁）。
- (2) それでは、被告福島県は、日本の法律で定められた年1ミリシーベルト規制は、どのような趣旨で定められたものと認識しているのか、明らかにされたい。

### 2 放射線管理区域規制の趣旨について

- (1) 原告らが、放射線管理区域規制の趣旨について、「実効線量が3か月間に1.3ミリシーベルトを超える場合、健康被害が生じる相当程度の可能性があるとの認識を前提にするものとしか考えられない。」と主張した【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の1(2)(10頁)】のに対し、被告福島県は、「原告が引用する条文は、原告が主張するような健康被害の認識を前提として定められたものではない」と主張する（被告福島県の準備書面(1)7頁）。
- (2) それでは、被告福島県は、放射線管理区域規制は、どのような趣旨で定められたものと認識しているのか、明らかにされたい。

### 3 労災認定について

- (1) 原告らが、「業務従事年数が1年であれば、5ミリシーベルトの被ばくで白血病に罹患するおそれがある」と主張し、「現実に5.2ミリシーベ

ルトの被ばくによって白血病に罹患し、労災認定された例があることを指摘した【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の2(1)（11頁）】のに対し、被告福島県は、「労災実務において放射線被ばくと疾病との因果関係をどのように認定するかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて放射線被ばくとの因果関係が認められるかどうかは別個の問題である。」と主張する（被告福島県の準備書面(1) 7～8頁）。

- (2) 原告らは、年間5ミリシーベルト程度の被ばくが原因となって白血病に罹患する可能性があるというのが労災実務の考え方であり、そうであれば、福島原発事故によって放出された放射性物質から住民、とりわけ子どもたちを防護するためには、同様の認識を前提にするべきである、との趣旨で、上記主張をした。
- (3) 被告福島県は、原告らの上記趣旨も争うのか明らかにされたい。争うのであれば、労災実務にもかかわらず、被告福島県としては、福島県の住民、とりわけ子どもが年5ミリシーベルト程度の被ばくで白血病に罹患する恐れはなく、労災実務は誤っていると認識しているのか。

#### 4 被爆者認定について

- (1) 原告らが、「原爆症認定において、1ミリシーベルト以上の被ばくをした人間が悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症に罹患した場合は、その原因是、原則として被ばくにあるとされている」とした【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の2(2)（11～12頁）】のに対し、被告福島県は、「原爆症認定実務において被爆と疾病との因果関係をどのように認定するかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて放射線被ばくとの因果関係が認められるかどうかは別個の問題である。」と主張する（被告福島県の準備書面(1) 8頁）。
- (2) 原告らは、原爆によって1ミリシーベルト以上の被爆をした場合、固形がん、白血病、その他の疾患に罹患する可能性があるというのが原爆症

認定実務の考え方であり、そうであれば、福島原発事故によって放出された放射性物質から住民、とりわけ子どもたちを防護するためには、同様の認識を前提にするべきである、との趣旨で、訴状において上記主張をした。

- (3) 被告福島県は、原告らの上記趣旨も争うのか明らかにされたい。争うのであれば、原爆症認定実務にもかかわらず、被告福島県としては、福島県の住民、とりわけ子どもが年1ミリシーベルト以上の被ばくをしても、疾病に罹患する恐れはなく、原爆症認定実務は誤っていると認識しているのか。

## 5 JCO事故について

- (1) 原告らが、JCO事故において茨城県が推定線量が1ミリシーベルト以上の住民を対象に住民の健康診断を実施したことを指摘し、この取扱いは、「年1ミリシーベルト以上の被ばくによって健康被害のリスクを否定できないとの認識を前提にしている」旨を指摘した【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の2(3)(12頁)】のに対し、被告福島県は、「原子力災害後の健康診断対象者をどのように設定するかの基準の問題と、医学的機序として証拠に基づいて放射線被ばくとの因果関係が認められるかどうかは別個の問題である。」と主張する(被告福島県の準備書面(1)8頁)。
- (2) 原告らは、1ミリシーベルト以上の被ばくによって健康被害が生じる可能性があることを否定できないというのが茨城県の考え方であり、そうであれば、福島原発事故によって放出された放射性物質から住民、とりわけ子どもたちを防護するためには、同様の認識を前提にするべきである、との趣旨で、訴状において上記主張をした。
- (3) 被告福島県は、原告らの上記趣旨も争うのか。争うのであれば、茨城県は予算を使って無駄な健康診断をしたと認識しているのか。

## 6 チェルノブイリ原発事故被害について

- (1) 原告らは、ベラルーシやウクライナでは、今でも、住民の中に、内分泌系疾患、循環器系疾患、泌尿器系疾患、精神及び行動の異常等、多彩且つ深刻な健康被害が拡がっていることを指摘し、これらは、「チェルノブイリ原発事故によってもたらされた低線量被ばくによるものと考えるのが合理的である」と主張した【甲事件訴状の「請求の原因」第2節第2の3(6)イ) (17頁)】のに対し、被告福島県は、上記主張事実を「争う」と述べた(被告福島県の準備書面(1) 12頁)。
- (2) 被告福島県が「争う」と述べるのは、健康被害が拡がっている事実を争うのか、その原因がチェルノブイリ原発事故であると考えるのが合理的であることを争うのか、明らかにされたい。前者であれば、原告らの主張の根拠として提出した証拠には、ベラルーシ政府の公式報告書(甲B第20号証)及びウクライナ政府の公式報告書(甲B第22号証)が、被告福島県は、それでも争うのか明らかにされたい。

なお、被告福島県は、ウクライナ政府の公式報告書(甲B第22号証)について、「文献の存在は認めるが、同文献において掲示されている各研究が科学的に正当なものと認められるものではない。」と述べている(被告福島県の準備書面(1) 19頁)。甲B第22号証は、個人研究の論文集ではなく、ウクライナ政府の公式報告書である。「掲示されている各研究」とは何を指すのか、明らかにされたい。

以上